

## ZONE 利用規約

本規約はZONE運営事務局（以下「運営事務局」という。）が提供する、コワーキングスペースZONE（以下「当施設」という。）の各種サービス（以下「当サービス」という。）を利用される方に遵守していただく事項を定めたものです。お客様の本規約への同意・承諾はお客様に当サービスをご利用頂く前提条件となりますので、当サービスのご利用をお申込みになられる前に以下の各事項をよくお読みいただき、これにご承諾ください。

### 第1条（名称・事業目的）

1. 当施設の名称は、「コワーキングスペースZONE」とします。
2. 当施設は、会員制事務所とし、会員の健全なビジネスの発展と社会貢献に寄与することを目的とします。

### 第2条（運営事務局）

1. 運営事務局は、「大阪市中央区島之内一丁目7番21号UK長堀ビル4階 UKホールディングス(株)」内に置きます。
2. 運営事務局は当施設の運営に必要となる業務について、外部に委託することができます。

### 第3条（当サービスの申込み）

当施設への入会申込みは、8階受付にて、運営事務局所定の申込書に必要事項を記入して行っていただくこととします。その際写真付き本人確認書類コピーを提出いただきます。以上の手続きにより、申込者は当サービスの利用資格を有する者（以下「会員」という。）となります。

### 第4条（会員の種類・料金）

1. 運営事務局は、必要に応じ会員の種類、その他利用方法を設定することができます。
2. ドロップイン会員は当施設8階フロアのみ利用することができます。
3. 入会金、基本料金及びその他の料金は、添付の利用料金表のとおりとします。
4. 運営事務局は、基本料金、その他の料金等については、経済情勢その他の変動等により変更することができます。なおその場合は、変更通知のあった月の翌々月分から新料金となります。

### 第5条（利用料の支払期日及び支払方法）

1. 会員は、ドロップイン利用料金について、利用後ただちに8階受付にて現金、クレジットカード決済、電子マネー決済により支払うものとします。

2. 会員は、会議室及び酸素カプセル利用料金について、利用前に8階受付にて現金、クレジットカード決済、電子マネー決済により支払うものとします。

#### 第6条（本サービスの利用時間）

1. 当施設の利用時間は10：00～18：00、土日祝日は10：00～17：00とします。
2. 受付対応、会議室利用、その他受付での申請・手続き受付時間については10：00～18：00、土日祝日は10：00～17：00とします。
3. 運営事務局の休業日は、原則として、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆とします。

#### 第7条（サービスの配分）

1. 会員は、当サービスが他の会員と共有されていることを承諾していただきます。
2. 会員は、利用できるサービスに対して不当な要求をせず、他の会員に対して寛容であり、サービスの配分については他の会員と協力していただきます。
3. 運営事務局は、その絶対的裁量において、各会員のサービスの使用程度を決定することができます。

#### 第8条（届出事項の変更）

会員は、入会申込書内容等のうち次の事項について変更があった場合、また、変更により当サービスの提供が不相当であると判断した場合、運営事務局は変更の拒絶または除名の扱いとすることがあります。

- ① 会員の氏名
- ② 電話番号
- ③ 登録メールアドレス

#### 第9条（会議室の利用）

1. 会議室の利用方法は以下の通りとします。
  - ① ｂ（フラット）のみ利用可（定員4名。付属設備 ホワイトボード、マーカー等）。
  - ② 予約：メール、電話、受付での予約制とします。予約なしでの利用は、空いていれば利用可とします。
  - ③ キャンセル：当日キャンセルは添付の料金表記載のキャンセル料を申し受けます。尚、予約時刻に連絡なしで遅れた場合は、キャンセルとみなし、別の方の利用を開始します。
  - ④ 延長：別の予約が入っていなければ可、とします。
  - ⑤ 支払：受付にて、現金、電子マネー、クレジット決済のいずれかの方法によりお支払いいただきます。ドロップイン利用料金と会議室利用料金のいずれもお支払いいただきます。

2. 会議室の利用可能時間は以下のとおりとします。

- ・平日 10:00～18:00
- ・土日祝 10:00～17:00

#### 第10条（会員資格の譲渡禁止）

会員資格は、運営事務局により承認された利用者のみ有効であり、第三者への貸与、譲渡、担保提供できません。

#### 第11条（禁止・遵守事項）

1. 会員は次に掲げる行為をしてはなりません。

- ① 事務所目的以外の目的（宿泊、居住、店舗等）での使用。
- ② 宗教活動、政治活動、反社会的思想活動、公序良俗に反する使用。
- ③ 単独でまたは第三者との合同において、運営事務局の運営に介すること。
- ④ 当施設の一部又は全部を入会契約、本規約に則らない方法により名義の如何を問わず第三者に使用させること。
- ⑤ 貼りビラ・垂れ幕・チラシ配布等。
- ⑥ 当施設内部または建物外側における看板・掲示板・広告・標識等の設置、貼り付けもしくは窓ガラスに文字等を記入する事。

2. 前項⑤⑥の行為があった場合は、運営事務局は行為者の承諾なしにその物品の撤去を行い、会員は撤去費用をご負担いただきます。なお、施設損傷があった場合はその補修費を併せてご負担いただきます。

3. 会員は、相互に迷惑をかけないように次の事項を厳守しなければなりません。なお、運営事務局は必要に応じて、会員に対して注意喚起もしくは退出を言い渡す場合があります。

- ① 当施設内に、危険物、重量物、不潔悪臭その他により他人に迷惑となる物品を持ち込まない。
- ② 談笑などが騒音となって他の会員又は近隣の迷惑とならないよう十分注意する。施設内を走るなど、過剰になると危険行為となる行動にも十分注意する。
- ③ 楽器の使用、麻雀等は禁止する。但し、運営事務局の提供又は認める使用はその限りではない。
- ④ オーディオ機器（PC、iPod、ウォークマン等）で音楽を聴く場合は、必ずヘッドフォン・イヤホンを利用する事を義務付ける。ヘッドフォン・イヤホンからの音漏れは禁止する。但し、運営事務局の提供又は認める音楽視聴はその限りではない。
- ⑤ 火災発生の原因となる火気発生用具類は持ち込まない。
- ⑥ 香水やお香（アロマ香料含む）など、匂いや刺激の強い（室内に長時間残る）ものの使用は禁止する。

- ⑦ 当施設内での食事は指定場所のみとする。ただし、運営事務局の提供または認める飲食類はこの限りではない。
- ⑧ 当施設内での喫煙（電子煙草、加熱式煙草を含む）は禁止する。
- ⑨ 麻薬、アルコール類の持ち込み又は使用・飲用、並びに製造・合成等は厳に禁止する。但し、運営事務局の提供又は認めるアルコール類はこの限りではない。
- ⑩ 当施設内に、運営事務局による事前承諾なしに、動植物を持ち込まない。
- ⑪ 8階での打合せ、通話、Web会議等は可とする。ただし、音量・声量には常識の範囲で十分配慮する事。
- ⑫ 当施設内の共有スペース及び共有物はきれいに利用すること。洗顔、歯磨きはトイレ内洗面台に限る。また洗髪は禁止する。
- ⑬ 会員自身のホームページやソーシャルネットワークサービス等での使用を目的として、施設内での撮影や取材を掲載する場合は、事前に運営事務局の許可を取る。撮影したデータをSNSや動画サイトへアップロードする際は他の会員及び利用者の映り込みが無いように加工、編集すること。
- ⑭ 車・自転車・バイクの駐車・駐輪場所はありません。ビル近隣スペースへの路上駐車・駐輪は禁止する。
- ⑮ ネットワークビジネスなどに関する勧誘、販売、その他一切の営業活動を禁止する。一見してネットワークビジネスなどと誤解を受ける活動を禁止する。アダルトサイト、出会い系サイト等の風俗産業に関係する活動を禁止する。
- ⑯ その他前各号に準ずる他人の迷惑となる一切の行為又は当施設に損害を及ぼす恐れのある一切の行為は禁止する。

## 第12条（資格喪失）

1. 会員は、次の場合、当施設の会員資格を喪失します。

- ① 死亡。
- ② 退会、除名。
- ③ 破産手続き開始決定を受けたとき。
- ④ 運営事務局が全てのサービスの停止及び施設の全部の封鎖を決定したとき。
- ⑤ 利用料金及びその他の支払いを30日以上滞納した場合。
- ⑥ 利用契約、本規約に違反した場合。
- ⑦ 申込時に申告した内容または変更届に虚偽があった場合。
- ⑧ 登録された電話番号やメールアドレスへ連絡をしても30日以上応答がない場合。
- ⑨ 運営事務局または他の会員の名誉、信用、秩序を著しく毀損した場合。
- ⑩ 当施設の運営を妨害する行為があった場合。
- ⑪ 郵便物等もしくは電話連絡等の利用履歴又は第三者からの被害の申出等から刑事事件に当サービスを利用している疑義がある場合。

- ⑫ 3名以上の異なる会員より、同一会員に対して、同一内容の規約違反の報告及び指摘を運営事務局が受けた場合。
  - ⑬ 公序良俗に反する行為があった場合。
  - ⑭ 政治活動、宗教活動、反社会的活動等に当サービスを利用した場合。
  - ⑮ 法令及び条例に違反する利用をした場合。
  - ⑯ その他会員の行為につき、運営事務局が除名を相当と考えるに至った場合。
2. 会員は、資格喪失後、当施設のすべてのサービスおよび施設の利用ができなくなります。また、資格喪失時までの債務を速やかに精算して頂きます。なお、利用料金支払い済みの利用期間の残存期間があっても利用料金の返還はいたしません。

#### 第13条（当サービス終了による利用の停止）

1. 会員は、資格喪失、除名等、事由の如何を問わず会員でなくなったときは、当施設の利用を停止しなければなりません。
2. 利用の停止から起算して30日を過ぎても当施設内に会員の残置物があり、残置物の撤去・引取りに関して会員から運営事務局に何ら申出がない場合、運営事務局においてこれら残置物を適宜処分または遺失物として処理することができるものとします。その際、会員は一切異議を述べないものとします。
3. 会員は当施設利用の停止に際し、その事由・名目の如何にかかわらず移転料、立退料、営業権の権利金等一切の請求を運営事務局に対して行うことができません。

#### 第14条（サービスの停止、施設の停止、休止、閉鎖）

1. 天災、不測の事故、施設・機器の故障、法令の制限・改廃、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化、施設の改造・補修、その他やむを得ない事由が発生した場合、運営事務局は、サービスの停止、施設の全部または一部の利用停止・休止または閉鎖をすることができます。この場合、会員は、当施設および運営事務局に対し、いかなる損害賠償請求もできません。
2. 施設の譲渡及び施設の閉鎖等により、会員が当施設のサービスを受けることができなくなる場合があります。

#### 第15条（当施設及び運営事務局の免責）

1. 当サービスに関連して生じた会員及び第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見又は予見可能性の有無にかかわらず、当施設及び運営事務局は一切の責任を負いません。
2. 当サービスの利用に関し、運営事務局が損害賠償責任を負う場合、契約者が当施設に当サービスの対価として支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとする。
3. 会員が営む事業、行為の責任、内容について、当施設および運営事務局は一切責任を

負いません。

#### 第16条（会員の修理・賠償責任）

会員は、自己の責に帰する事由で当施設を故障、汚損、破損させた場合は、遅滞なく運営事務局に申出なければなりません。その場合、会員は修理費用、取替え費用等損害補償をしなければなりません。会員からの申出がなく事後に発覚した場合は、別途罰則金が課せられる場合があります。

#### 第17条（個人情報の取り扱い）

運営事務局は会員情報について守秘義務を負い、原則として、会員情報を会員の事前の同意なく利用、または第三者に対して開示をしてはなりません。ただし、次の各号の場合にはこの限りではありません。

- ① 法令等により、開示が求められた場合。
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合。
- ③ 国の機関もしくは地方公共団体、又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- ④ 運営事務局が会員に対し、当施設に関連するサービスおよび情報を提供する場合。

#### 第18条（関係法規）

コワーキングスペースとして当施設を利用するに当たり、借地借家法は適用されません。本規約に定めのない事項については、民法その他法令又は商習慣に基づき解決します。

#### 第19条（承諾方法）

本規約に関する承諾方法は、すべて書面によるものでなければその効力がないものとします。

#### 第20条（合意管轄）

本規約について紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第1審の管轄裁判所とすることを会員は予め承諾して頂きます。

#### 第21条（本規約の改定）

運営事務局は、必要に応じ、本規約を改定することがあります。

以上

(附 則)

この規約は、令和元年10月8日から施行する。

この規約は、令和2年9月1日から変更実施する。

第6条を第3条とし第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条を第10条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第3条、第9条1の①、第9条1の②、第9条2、第11条1の⑤、第11条3の④、  
第12条1の③、第15条1、第15条2の変更

第9条1の③、第9条1の④、第9条1の⑤、第15条3の追加

ZONE利用規約新旧対照表

新	旧	備考
<p>第3条(当サービスの申込み) 当施設への入会申込みは、8階受付にて、運営事務局所定の申込書に必要事項を記入して行っていただくこととします。その際写真付き<b>本人確認書類</b>コピーを提出いただけます。以上の手続きにより、申込者は当サービスの利用資格を有する者(以下「会員」という。)となります。</p>	<p>第6条(当サービスの申込み) 当施設への入会申込みは、8階レセプションにて、運営事務局所定の申込書に必要事項を記入して行っていただくこととします。その際写真付き<b>身分証明書</b>コピーを提出いただけます。以上の手続きにより、申込者は当サービスの利用資格を有する者(以下「会員」という。)となります。</p>	(変更)
<p>第9条(会議室の利用) 1. <b>会議室の利用方法は以下の通りとします。</b></p> <p>① <b>① b(フラット)のみ利用可(定員4名。付属設備 ホワイトボード、マーカー等)。</b></p> <p>② 予約:メール、電話、受付での予約制とします。予約なしでの利用は、空いていれば利用可とします。</p> <p>③ キャンセル:当日キャンセルは添付の料金表記載のキャンセル料を申し受けます。尚、予約時刻に連絡なしで遅れた場合は、キャンセルとみなし、別の方の利用を開始します。</p> <p>④ 延長:別の予約が入っていなければ可、とします。</p> <p>⑤ 支払:受付にて、現金、電子マネー、クレジット決済のいずれかの方法によりお支払いいただけます。ドロップイン利用料金と会議室利用料金のいずれもお支払いいただけます。</p>	<p>第10条(会議室の利用) 1. <b>会議室は以下の2種類とします。</b></p> <p>① <b>＃(シャープ):定員6名。防音仕様。</b> :付属設備 モニター、スピーカー、ミキサー、マイク、ホワイトボード、マーカー等。</p> <p>② <b>② b(フラット):定員4名。</b> :付属設備 ホワイトボード、マーカー等。</p> <p>2. 会議室の利用方法は以下のとおりとします。</p> <p>① 予約 :メール、電話、受付での予約制とします。予約なしでの利用は、空いていれば利用可とします。</p> <p>②キャンセル:当日キャンセルは添付の料金表記載のキャンセル料を申し受けます。尚、予約時刻に連絡なしで遅れた場合は、キャンセルとみなし、別の方の利用を開始します。</p> <p>③ 延長 :別の予約が入っていなければ可、とします。</p> <p>④ 支払 :利用開始前、受付にて、現金、電子マネー、クレジット決済のいずれかの方法によりお支払いいただけます。</p> <p>3. ドロップイン会員及びコワーキングFLEX2会員の利用については以下のとおりとします。</p> <p>① <b>＃(シャープ):ドロップイン会員及びコワーキングFLEX2会員は利用不可とします。</b></p> <p>② <b>b(フラット):ドロップイン会員が利用する場合、ドロップイン利用料金と会議室利用料金のいずれもお支払いいただけます。ドロップイン会員及びコワーキングFLEX2会員が予約する場合は電話及びレセプションでの受付のみとします。</b></p> <p>4. 会議室の利用可能時間は以下のとおりとします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p>
<p>2. 会議室の利用可能時間は以下のとおりとします。</p> <p>・平日 10:00～18:00 ・土日祝 10:00～17:00</p>	<p>① 予約 :メール、電話、受付での予約制とします。予約なしでの利用は、空いていれば利用可とします。</p> <p>②キャンセル:当日キャンセルは添付の料金表記載のキャンセル料を申し受けます。尚、予約時刻に連絡なしで遅れた場合は、キャンセルとみなし、別の方の利用を開始します。</p> <p>③ 延長 :別の予約が入っていなければ可、とします。</p> <p>④ 支払 :利用開始前、受付にて、現金、電子マネー、クレジット決済のいずれかの方法によりお支払いいただけます。</p> <p>3. ドロップイン会員及びコワーキングFLEX2会員の利用については以下のとおりとします。</p> <p>① <b>＃(シャープ):ドロップイン会員及びコワーキングFLEX2会員は利用不可とします。</b></p> <p>② <b>b(フラット):ドロップイン会員が利用する場合、ドロップイン利用料金と会議室利用料金のいずれもお支払いいただけます。ドロップイン会員及びコワーキングFLEX2会員が予約する場合は電話及びレセプションでの受付のみとします。</b></p> <p>4. 会議室の利用可能時間は以下のとおりとします。</p>	(変更)
<p>第11条(禁止・遵守事項) 1 ⑤ 貼りビラ・垂れ幕・チラシ配布等。</p> <p>3. 会員は、相互に迷惑をかけないよう次の事項を厳守しなければなりません。なお、運営事務局は必要に応じて、会員に対して注意喚起もしくは退出を言い渡す場合があります。</p> <p>④ オーディオ機器(PC、iPod、ウォークマン等)で音楽を聴く場合は、必ずヘッドフォン・イヤホンを利用する事を義務付ける。<b>ヘッドフォン・イヤホンからの音漏れは禁止する。</b>但し、運営事務局の提供又は認める音楽視聴はその限りではない。</p>	<p>第11条(禁止・遵守事項) 1 ⑤ <b>運営事務局が承認しない</b>貼りビラ・垂れ幕・チラシ配布等。</p> <p>3. 会員は、相互に迷惑をかけないよう次の事項を厳守しなければなりません。なお、運営事務局は必要に応じて、会員に対して注意喚起もしくは退出を言い渡す場合があります。</p> <p>④ オーディオ機器(PC、iPod、ウォークマン等)で音楽を聴く場合は、必ずヘッドフォン・イヤホンを利用する事を義務付ける。その際、<b>ヘッドフォン・イヤホンを使用せずの利用、音漏れは禁止する。</b>但し、運営事務局の提供又は認める使用はその限りではない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p>
<p>第12条(資格喪失) 1. 会員は、次の場合、当施設の会員資格を喪失します。 ③ 破産手続き開始決定を受けたとき。</p>	<p>第12条(資格喪失) 1. 会員は、次の場合、当施設の会員資格を喪失します。 ③ <b>後見または補佐の審判を受け、または破産手続き開始決定を受けたとき。</b></p>	(削除)
<p>第15条(当施設及び運営事務局の免責) 1. <b>当サービスに関連して生じた会員及び第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見又は予見可能性の有無にかかわらず、当施設及び運営事務局は一切の責任を負いません。</b></p> <p>2. <b>当サービスの利用に関し、運営事務局が損害賠償責任を負う場合、契約者が当施設に当サービスの対価として支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとする。</b></p> <p>3. 会員が営む事業、行為の責任、内容について、当施設および運営事務局は一切責任を負いません。</p>	<p>第15条(当施設及び運営事務局の免責) 1. <b>当施設利用の会員に関する盗難、傷害、その他の事故について、当施設および運営事務局は一切責任を負いません。会員には、上記事故に関し、当施設および運営事務局に対して、いかなる請求もできません。</b></p> <p>2. <b>会員が営む事業、行為の責任、内容について、当施設および運営事務局は一切責任を負いません。</b></p>	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p>



Z O N E 料金表

2019/10/24 改定

利用プラン	ドロップイン	備考
利用料金 (税込)	ドロップイン利用/時間	¥300
	ドロップイン利用/1日	¥1,500
	「b」/時間	¥1,500
	「h」酸素カプセル/時間	¥3,000
	複合機 (スキャンは無料)	モノクロ¥10/枚 カラー¥50/枚

利用時間について	平日10:00~18:00 土日祝10:00~17:00
「b」会議室について	当日キャンセルは100%のキャンセル料を申し受けます。

料金表に記載の金額は、経済情勢その他の変動等により変更される場合があります。